

◎年末調整明細書を同封しました！今年からレイアウト変更！

南中事務室

先日ご提出していただいた保険料控除申告書等の額が反映され、12月の給料で、年末調整が行われています。いつもの給料明細と一緒に年末調整の明細も同封しましたので、控除額などをご確認ください。確認印が必要なので、個別に一覧表に押印をしていただきます。

- 1年間の所得に対し、税金を多く納めていた方
明細書の下段の調整税額がマイナスになります。給料日に口座に振り込まれます。
(この場合12月の給料明細の所得税は0円となります。)
- 税金を徴収しきれてなかった方
調整税額がプラスの場合、12月の給料から所得税として天引きされています。

20R00	令和02年分	年末調整	老人の()内は同居老親等の人数、特別の()内は同居特別障害者の人数が表示されます。										教職員課	
職員番号	氏名	ひとり/専帰	① 障害者	勤労学生	控除対象配偶者		控除対象扶養親族			16歳未満扶養	障害者(本人除く)		非居住者である親族	
*****	教職 太郎	該当なし	該当なし	該当なし	一般	老人	特定	老人	その他	親族	特別	その他		
支払金額	② 給与所得控除	給与所得控除後	配偶者合計所得											
10,421,622	2,100,000	8,321,622	6,892,500		0	0	2	0(0)	1	0	0(0)	0	0	
本人合計所得区分	配偶者(特別)控除	扶養控除計	社会保険料控除計	生命保険控除計	地震保険料控除計	基礎控除		所得金額調整控除						
Z	3,800,000	1,640,000	1,572,073	8,5256	0	4,800,000		1,500,000						
	③ 所得控除計	税額控除計	住宅借入等控除計											
	4,157,329	0	0											
④ 年税額	既納税額	調整税額	口座振込額	現金支給額										
4,138,000	5,871,118	-1,733,118	1,733,118											
(摘要)														
前職(株)〇〇 埼玉県北本市 退職年月日 R02年3月31日														
収入額 1,904,905円 源泉徴収額 45,280円 社会保険料 284,516円														
配偶者控除を申告された方は配偶者の合計所得金額・本人の合計所得金額区分(「A」～「C」)を必ず確認してください。 A: ~900万円 B: 900万円超~950万円 C: 950万円超~1,000万円														

摘要欄に前職情報、5人目以降の控除対象扶養親族が表示されますので、申告内容が正しいか確認してください。

年末調整で申告した配偶者、扶養親族情報が表示されます。対象者が非居住者の場合は、区分に「1」が表示されます。

- ①自己該当が「ひとり親/専帰」、「障害者」、「勤労学生」の区分ごとに表示されます。
- ②所得金額調整控除の適用がある場合は、調整控除額を含めた金額が表示されます。
- ③上段の「配偶者(特別)控除」から「基礎控除」までの合計額が「所得控除計」に表示されます。
- ④「年税額」(年末調整で算出された所得税額)
「既納税額」(令和2年中に給与等から支払い済みの所得税額)
「調整税額」(年税額 - 既納税額)
「口座振込額」(調整税額がプラスの場合は、0と表示されます。)

担当：給与管理担当
電話：048-830-6671
メール：a6660-03@pref.saitama.lg.jp

控除額の訂正や11月の締め切り日以降変更追加などありましたら、至急事務室までご連絡ください。年末再調整の処理が可能かもしれません。